

「財政健全経営に関する基本方針(改定版)(素案)」に対するパブリックコメント(ご意見)を募集します

4年度～8年度を計画期間とする基本方針(改定版(素案))を取りまとめました。市の最上位計画である「東久留米市第5次長期総合計画」における各施策に共通した取り組みである「持続可能な財政運営」を具現化したものです。本計画は、財政健全運営に向けた方向性を示す基本方針と、基本方針を受けた具体的な取り組みを示す実行プランから構成されています。

このたび、財政健全経営計画画検討会議からの報告を受け、本計画の「財政健全経営」に関する「素案」への意見と明記し、

【閲覧期間・場所】6月1日(火)～21日(月)に、市政情報コーナー(市役所1階、行政管理局(同4階)、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館、市ホームページ)で公開します。ご意見の返却や個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

3年度国民健康保険税(国保税)の税率などが決定しました

国民健康保険(国保)は、病気のやがをきたときに、加入する皆さんの経済的負担を抑え、安心して医療が受けられるように保険として制度化されたものです。国保制度は、

よる医療費の上昇などに、極めて厳しい財政運営を強いられています。3年度国保税の税率などについて、

新型コロナウイルス感染症の影響に配慮し、税率などについては2年度の税率などを据え置きましたが、国の税制改正の影響により、市の国保税は総額約2600万円の

減額(加入者1人当たり平均年税額ベースでは、944円の引き下げ)が見込まれ、依然として非常に厳しい予算となっています。

5月18日付 市人事異動

市では、5月18日付で部長および課長の異動を行いました。部長級の異動は次の通りです(カッコ内は前職。※は再任用)。

総務部長兼管財課主幹事務取扱※(総務部長兼管財課主幹事務取扱) 佐々木弘治

て、住所・氏名・年代(例20代)のご意見(書式自由)を記入の上、〒203-8555、市役所行政管理局宛て郵送、ファクス(470-7804)または電子メール(gyosekani@city.nagaoka.nagano.jp)へ提出してください。

【意見の提出方法】閲覧期間中に(必着)、「財政健全経営」に関する基本方針(改定版(素案))への意見と明記し、

【国保税の算定方法】国保税は、負担能力に応じて算出される所得割と、受益者負担の観点から一律に負担いただく均等割の合算により計算されます。具体的な算定例や税制改正の影響などについては、市ホームページ(右QRコード)をご確認ください。



3年度 市民税・都民税 税制改正について

3年度からの市民税・都民税の主な税制改正内容は下表の通りです。

詳細は市ホームページ(右QRコード)をご覧ください。詳しくは課税課市民税係(470-7777(内線2333)～2337)へ。

表 3年度からの主な税制改正の内容

改正内容	概要・ポイント
給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替	◎概要 【控除額引き下げ】給与所得控除・公的年金等控除、基礎控除(所得による通減あり) 【創設】所得金額調整控除 ◎ポイント 昨年より給与・年金所得は増えますが、基礎控除も増えますので、多くの方は影響がありません。
ひとり親控除の創設及び寡婦(夫)控除の改正	◎概要 【創設】ひとり親控除 【廃止】寡夫控除 【適用要件見直し】寡婦控除 ◎ポイント 未婚であっても控除が適用になりますが、従来の寡婦の方に所得制限が設けられるなどの変更もあります。

児童手当・児童育成手当 現況届の提出をお忘れなく

児童手当・児童育成手当 現況届

現況届は、引き続き手当を受けるための要件を満たしているかを確認するものです。現況届が未提出の場合、6月以降の手当が受けられなくなり、ご注意ください。

【提出方法】児童手当は同封の返信用封筒で郵送してください。児童育成手当は児童青少年課(市役所2階)へ提出してください。

【提出期限】6月30日(水) 現況届の提出は不要です。10月から使用する医療証は9月末に郵送します。

【提出期限】6月30日(水) 現況届の提出が必要で、提出が必要な方には、現況届

6月は児童手当・児童育成手当・ひとり親家庭住宅手当の定例払い月です

2月～5月分の手当を指定預金口座へ振り込みます。

【振込予定日】児童手当は6月10日(木)、児童育成手当は6月11日(金)、ひとり親家庭住宅手当は6月15日(土)に振り込みます。詳しくは児童青少年課助成支援係(470-7736)へ。

3年度 市民税・都民税 納税通知書を発送します

【発送日】6月10日(木) 【対象者】普通徴収(納付書または口座振替による納付)の方、公的年金からの特別徴収(年金天引き)の方

【注意】所得税の確定申告の通りです。後期高齢者医療料の軽減特例が見直されました

後期高齢者医療制度 3年度の保険料の軽減特例が見直されました

後期高齢者医療保険料は、一定の金額を負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額を被保険者一人ひとりに納めていただくものです。

【提出期限】6月30日(水) 現況届の提出は不要です。10月から使用する医療証は9月末に郵送します。

【提出方法】同封の返信用封筒で郵送してください。詳しくは児童青少年課助成支援係(470-7736)へ。

【提出期限】6月7日(月) から開催します

【提出期限】6月7日(月) から開催します

表1 均等割額の軽減割合

総所得金額等の合計額	3年度軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+28.5万円×(被保険者数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+52万円×(被保険者数)以下	2割

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象になります。 ※世帯の判定は、当該年度の4月1日時点(年度の途中で制度の対象になった場合は資格取得日)で行います。

表2 所得割額の軽減割合

賦課のもととなる所得金額	3年度軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

表3 被扶養者軽減(均等割額の軽減割合)

加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
5割軽減	軽減なし

詳しくは課税課市民税係(470-7777(内線2333)～2337)へ。

場所	発行開始日
本庁舎・連絡所	6月10日(木) 午前8時半から
コンビニ	6月10日(木) 午前6時半から

※システムの更新作業のため、6月9日(水)は終日コンビニでの証明書交付サービスがご利用できません。